

不動産投資信託証券発行者名  
東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号  
汐留シティセンター  
G L P 投 資 法 人  
代表者名 執行役員 三 木 真 人  
(コード番号：3281)  
資産運用会社名  
GLP ジャパン・アドバイザーズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 三 木 真 人  
問合せ先 常務執行役員 CFO 辰 巳 洋 治  
(TEL. 03-3289-9630)

### 規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

GLP 投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、規約の一部変更及び役員選任に関して、下記の通り平成 28 年 5 月 24 日に開催する本投資法人の第 5 回投資主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は当該投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

#### 記

#### 1. 規約一部変更について

- (1) 平成 26 年 12 月 1 日付で施行された投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）の改正に関連して、以下のとおり規約の変更を行うものです。
  - ① 投資主総会の招集に関する規定について、本投資法人の投資主総会は、平成 30 年 5 月 1 日及びその日以後、遅滞なく招集され、以降、隔年毎の 5 月 1 日及びその日以後、遅滞なく招集される旨を定めるべく所要の変更を行うものです。また、かかる規定に従って開催された直前の投資主総会の日から 25 月を経過する前に開催される投資主総会については公告を要しない旨の規定を新設するものです。また、かかる規定に従って開催される投資主総会において権利を行使できる投資主を定める基準日を定めるべく所要の変更を行うものです（規約第 9 条関連及び規約第 16 条関連）。
  - ② 本投資法人の投資主総会は必要ある時は随時招集される旨を定めるべく所要の変更を行うものです（規約第 9 条関連及び規約第 16 条関連）。
  - ③ 投資主総会の決議によって、執行役員及び監督役員の任期を、法令で定める限度において、その期間を延長又は短縮することができる旨の規定を新設するものです（規約第 20 条第 1 項関連）。
- (2) 投資法人における税務と会計の不一致の問題に関して、投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号。その後の改正を含みます。）及び租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）等の改正に伴い、一定の積み立て、留保その他の処理を行うこと可能とすると共に、投資法人の課税の負担を軽減することを目的として利益の金額を超えた金銭の分配を可能とするべく、所要の変更を行うものです（規約第 34 条関連）。
- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令第 480 号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。）の改正により特定資産に再生可能エネルギー発電設備が追加されたことに伴い、規約上の資産の分類を投信法施行令に揃えるべく、所要の変更を行うものです。また、本投資法人の中長期的な安定収益の維持及び向上に資する資産を柔軟に取得できるよう、資産運用の対象とする資産の種類及び投資制限に関する規定について所要の変更を行うものです（規約別紙 1 III.関連）。
- (4) 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号。その後の改正を含みます。）の改正により、投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件が変更されたため、不要となった投資制限に関する規定を削除するものです（規約別紙 1 II.関連）。

- (5) 投資法人が合併を行った場合に備え、合併報酬に関する規定を新設すると共に、投資法人が合併を行った場合の運用報酬1の計算方法を明確化する等所要の変更を行うものです（規約第36条関連）。
- (6) その他、字句の調整、不要な規定の削除及び条文の整理を行うものです。

（規約一部変更に関する詳細につきましては、添付の「第5回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

## 2. 役員選任について

執行役員三木真人、監督役員井上寅喜及び山口孝太の両名は、平成28年5月31日をもって任期満了となるため、平成28年6月1日付で改めて執行役員1名（辰巳洋治）及び監督役員2名（井上寅喜及び山口孝太）を選任するものです。

（役員選任に関する詳細につきましては、添付の「第5回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

## 3. 投資主総会等の日程

平成28年4月22日 投資主総会提出議案の役員会決議  
平成28年5月6日 投資主総会招集通知の発送（予定）  
平成28年5月24日 投資主総会開催（予定）

以 上

\*本投資法人のホームページアドレス : <http://www.glpireit.com>

(証券コード 3281)  
平成28年5月6日

投資主各位

東京都港区東新橋一丁目5番2号  
汐留シティセンター  
GLP投資法人  
執行役員 三木真人

## 第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月23日（月曜日）午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約第15条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

規約第15条第1項及び第2項

(みなし賛成)

第15条

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：平成28年5月24日（火曜日）午後2時00分
2. 場 所：東京都中央区日本橋兜町2番1号  
東京証券取引所ビル 2階 東証ホール  
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項：

決 議 事 項

- 第1号議案：規約一部変更の件  
第2号議案：執行役員1名選任の件  
第3号議案：監督役員2名選任の件

以 上

---

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面と共に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるGLPジャパン・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.glpjreit.com/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案：規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 平成26年12月1日付で施行された投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）の改正に関連して、以下のとおり規約の変更を行うものです。
  - ①投資主総会の招集に関する規定について、本投資法人の投資主総会は、平成30年5月1日及びその日以後、遅滞なく招集され、以降、隔年毎の5月1日及びその日以後、遅滞なく招集される旨を定めるべく所要の変更を行うものです。また、かかる規定に従って開催された直前の投資主総会の日から25月を経過する前に開催される投資主総会については公告を要しない旨の規定を新設するものです。また、かかる規定に従って開催される投資主総会において権利を行使できる投資主を定める基準日を定めるべく所要の変更を行うものです（規約第9条関連及び規約第16条関連）。
  - ②本投資法人の投資主総会は必要ある時は随時招集される旨を定めるべく所要の変更を行うものです（規約第9条関連及び規約第16条関連）。
  - ③投資主総会の決議によって、執行役員及び監督役員の任期を、法令で定める限度において、その期間を延長又は短縮することができる旨の規定を新設するものです（規約第20条第1項関連）。
- (2) 投資法人における税務と会計の不一致の問題に関して、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）等の改正に伴い、一定の積み立て、留保その他の処理を行うことを可能とすると共に、投資法人の課税の負担を軽減することを目的として利益の金額を超えた金銭の分配を可能とするべく、所要の変更を行うものです（規約第34条関連）。
- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。）の改正により特定資産に再生可能エネルギー発電設備が追加されたことに

に伴い、規約上の資産の分類を投信法施行令に揃えるべく、所要の変更を行うものです。また、本投資法人の中長期的な安定収益の維持及び向上に資する資産を柔軟に取得できるよう、資産運用の対象とする資産の種類及び投資制限に関する規定について所要の変更を行うものです（規約別紙1 III. 関連）。

- (4) 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含みます。）の改正により、投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件が変更されたため、不要となった投資制限に関する規定を削除するものです（規約別紙1 II. 関連）。
- (5) 投資法人が合併を行った場合に備え、合併報酬に関する規定を新設すると共に、投資法人が合併を行った場合の運用報酬1の計算方法を明確化する等所要の変更を行うものです（規約第36条関連）。
- (6) その他、字句の調整、不要な規定の削除及び条文の整理を行うものです。

## 2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>(招集及び開催) 第9条 1. 本投資法人の投資主総会は、 <u>原則として、2年に1回開催する。</u></p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>(招集及び開催) 第9条 1. 本投資法人は、平成30年5月 <u>1日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集し、以降、隔年毎の5月1日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する。また、本投資法人は、必要があるときは、随時投資主総会を招集する。</u></p> <p>2. (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>3. 投資主総会は、東京都各区内のいずれかにおいて開催する。</p> <p>(基準日) 第16条 (新設)</p> <p><u>投資主総会において権利を行使することができる投資主は、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主とする。</u></p>	<p>3. <u>投資主総会を招集するには、執行役員は、投資主総会の日</u> <u>の2月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、投資主に対して、書面をもってその通知を発しなければならない。但し、第1項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しない。</u></p> <p>4. 投資主総会は、東京都各区内のいずれかにおいて開催する。</p> <p>(基準日) 第16条 1. <u>本投資法人が第9条第1項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、平成30年2月末日及び以後、隔年ごとの2月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、当該投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。</u></p> <p>2. <u>前項に定める場合のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、投資主総会においてその権利を行使することのできる投資主とすることができる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(執行役員及び監督役員の任期)</p> <p>第20条 1. 執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。</p> <p>2. ～3. (記載省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第23条 1. (記載省略)</p> <p>2. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が招集し、執行役員が2名以上の場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、<u>その議長となる。</u></p> <p>3. (記載省略)</p> <p>(資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>第32条 1. (記載省略)</p> <p>(1) ～(5) (記載省略)</p> <p>(6) 有価証券(別紙1第Ⅲ項1. <u>c</u>及び2. <u>c</u>に定めるもの)</p> <p>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額をもって評価する。市場価格がない場合には、合理的に算出された価額をもって評価する。</p> <p>(7) ～(9) (記載省略)</p> <p>2. ～3. (記載省略)</p>	<p>(執行役員及び監督役員の任期)</p> <p>第20条 1. 執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。<u>但し、投資主総会の決議によって、法令で定める限度において、その任期を延長し又は短縮することを妨げない。</u></p> <p>2. ～3. (現行のとおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第23条 1. (現行のとおり)</p> <p>2. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が招集し、執行役員が2名以上の場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>(資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>第32条 1. (現行のとおり)</p> <p>(1) ～(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) 有価証券(別紙1第Ⅲ項1. <u>c</u>、2. <u>c</u>及び2. <u>h</u>に定めるもの)</p> <p>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額をもって評価する。市場価格がない場合には、合理的に算出された価額をもって評価する。</p> <p>(7) ～(9) (現行のとおり)</p> <p>2. ～3. (現行のとおり)</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>(金銭の分配の方針)</p> <p>第34条 1. (記載省略)</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益(投信法に規定される、本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価差額金の合計額(出資総額等)を控除して算出した金額をいう。以下同じ。)の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌して計算されるものとする。</p>	<p>(金銭の分配の方針)</p> <p>第34条 1. (現行のとおり)</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益(投信法に規定される、本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して算出した金額をいう。以下同じ。)の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌して計算されるものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 分配金額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。）第67条の15及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号、その後の改正を含む。）第39条の32の3（以下、両規定を「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。）を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金等を積み立てる<u>こと</u>ができる。</p> <p>(3) （記載省略）</p>	<p>(2) 分配金額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。）第67条の15及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号、その後の改正を含む。）第39条の32の3（以下、両規定を「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。）を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金<u>及び引当額等のほか必要な金額を積み立て、又は留保その他の処理を行うこと</u>ができる。</p> <p>(3) （現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 利益を超えた金銭の分配  本投資法人は、a) 金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合において、当該要件を満たすことを目的とする場合又はb) 経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、<u>出資の払戻しとして利益の金額を超えて金銭を分配することができる</u>。但し、一般社団法人投資信託協会の規則等において定める額を限度とする。なお、本投資法人は、原則として毎期継続的に当該利益を超える金銭の分配を行っていく方針とする。また、その実施及び金額の決定にあたっては、保有資産の競争力の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額及び本投資法人の財務状態に十分配慮する。但し、経済環境、不動産市場の動向、保有資産の状況及び財務の状況等を踏まえ、本投資法人が不適切と判断した場合には利益を超える金銭の分配を行わない。</p> <p>3. ～5. (記載省略)</p>	<p>2. 利益を超えた金銭の分配  本投資法人は、a) 金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合において、当該要件を満たすことを目的とする場合、<u>b) 経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、又はc) 本投資法人における法人税等の課税の負担を軽減することができる場合、利益の金額を超えて金銭を分配することができる</u>。但し、一般社団法人投資信託協会の規則等において定める額を限度とする。なお、本投資法人は、原則として毎期継続的に当該利益を超える金銭の分配を行っていく方針とする。また、その実施及び金額の決定にあたっては、保有資産の競争力の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額及び本投資法人の財務状態に十分配慮する。但し、経済環境、不動産市場の動向、保有資産の状況及び財務の状況等を踏まえ、本投資法人が不適切と判断した場合には利益を超える金銭の分配を行わない。</p> <p>3. ～5. (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準)</p> <p>第36条 1. (記載省略)</p> <p>(1) 運用報酬 1</p> <p>本投資法人の決算期の翌日から決算期の3ヶ月後の日までの期間(以下「計算期間I」という。)及び計算期間Iの末日の翌日から決算期までの期間(以下「計算期間II」という。)の運用に対する対価として、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に0.18%を乗じた金額に、当該計算期間I又は計算期間IIの実日数を乗じ、365で除して得られる金額(1円未満切捨て)を上限として運用報酬1を支払うものとする。</p> <p>「計算期間I」における総資産額 計算期間Iの直前の決算期における貸借対照表(投信法に基づく役員会の承認を受けたもの。以下同じ。)に記載された総資産額。</p>	<p>(資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準)</p> <p>第36条 1. (現行のとおり)</p> <p>(1) 運用報酬 1</p> <p>本投資法人の決算期の翌日から決算期の3ヶ月後の日までの期間(以下「計算期間I」という。)及び計算期間Iの末日の翌日から決算期までの期間(以下「計算期間II」という。)の運用に対する対価として、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に0.18%を乗じた金額に、当該計算期間I又は計算期間IIの実日数を乗じ、365で除して得られる金額(1円未満切捨て)を上限として運用報酬1を支払うものとする。</p> <p>「計算期間I」における総資産額 計算期間Iの直前の決算期における貸借対照表(投信法に基づく役員会の承認を受けたもの。以下同じ。)に記載された総資産額。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>「計算期間Ⅱ」における総資産額</p> <p>直前の「計算期間Ⅰ」における総資産額に、計算期間Ⅰの期間中に本投資法人が取得した不動産関連資産（別紙1において定義される。以下同じ。）の取得価額を加算し、処分した不動産関連資産の直前の決算期における貸借対照表上の帳簿価額（但し、直前の決算期における貸借対照表上に計上されていない不動産関連資産についてはその取得価額）を減算した額。</p>	<p>「計算期間Ⅱ」における総資産額</p> <p>直前の「計算期間Ⅰ」における総資産額に、計算期間Ⅰの期間中に本投資法人が取得した不動産関連資産（別紙1において定義される。以下同じ。）<u>（計算期間Ⅰの期間中に合併を行った場合には当該合併に伴い増加した不動産関連資産を本投資法人が取得した不動産関連資産とみなすものとする。本号において、以下同じ。）</u>の取得価額（<u>合併に伴い増加した不動産関連資産については、その資産計上額とする。本号において、以下同じ。）</u>）を加算し、処分した不動産関連資産の直前の決算期における貸借対照表上の帳簿価額（但し、直前の決算期における貸借対照表上に計上されていない不動産関連資産についてはその取得価額）を減算した額。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>「計算期間Ⅰ」に係る運用報酬1は、計算期間Ⅰの末日より2ヶ月以内に支払い、「計算期間Ⅱ」に係る運用報酬1は、計算期間Ⅱの末日より2ヶ月以内に支払うものとする。</p> <p>(2) ～(3) (記載省略)</p>	<p>「計算期間Ⅰ」に係る運用報酬1は、計算期間Ⅰの末日より2ヶ月以内に支払い、「計算期間Ⅱ」に係る運用報酬1は、計算期間Ⅱの末日より2ヶ月以内に支払うものとする。<u>但し、計算期間Ⅰの期間中に合併を行った場合の「計算期間Ⅱ」に係る運用報酬1については、計算期間Ⅱの末日より2ヶ月以内に、当該合併が行われなかったとみなして算出した「計算期間Ⅱ」に係る運用報酬1の金額を支払った上で、計算期間Ⅱの末日より5ヶ月以内に、当該合併を踏まえて算出した「計算期間Ⅱ」に係る運用報酬1と支払い済みの金額の差額を支払うものとする。</u></p> <p>(2) ～(3) (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(4) 取得報酬  本投資法人が不動産関連資産を取得した場合において、当該資産の引渡後1ヶ月以内に、その取得価額の0.5%に相当する金額を上限として取得報酬を支払うものとする。但し、投信法に定める利害関係人等、又は利害関係人等がその資産の運用及び管理に係る助言等を行っている会社等から取得した場合においては、当該資産の引渡後1ヶ月以内に、その取得価額の0.3%に相当する金額を上限として取得報酬を支払うものとする。</p>	<p>(4) 取得報酬  本投資法人が不動産関連資産を取得した場合 <u>(なお、合併により承継した場合は含まない。)</u> において、当該資産の引渡後1ヶ月以内に、その取得価額の0.5%に相当する金額を上限として取得報酬を支払うものとする。但し、投信法に定める利害関係人等、又は利害関係人等がその資産の運用及び管理に係る助言等を行っている会社等から取得した場合においては、当該資産の引渡後1ヶ月以内に、その取得価額の0.3%に相当する金額を上限として取得報酬を支払うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(5) (記載省略) (新設)</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>(5) (現行のとおり)</p> <p><u>(6) 合併報酬</u>  <u>本投資法人が新設合併又は</u>  <u>吸収合併（以下「合併」と</u>  <u>総称する。）を行った場</u>  <u>合、合併の効力発生日から</u>  <u>3ヶ月以内に、合併時にお</u>  <u>いて合併の相手方が保有し</u>  <u>ていた不動産関連資産の合</u>  <u>併時における評価額の</u>  <u>0.5%に相当する金額を上</u>  <u>限として合併報酬を支払う</u>  <u>ものとする。但し、投信法</u>  <u>に定める利害関係人等に該</u>  <u>当する投資法人又は利害関</u>  <u>係人等がその資産の運用を</u>  <u>受託している投資法人と合</u>  <u>併を行った場合において</u>  <u>は、合併時において合併の</u>  <u>相手方が保有していた不動</u>  <u>産関連資産の合併時におけ</u>  <u>る評価額の0.3%に相当す</u>  <u>る金額を上限として合併報</u>  <u>酬を支払うものとする。</u></p> <p>2. (現行のとおり)</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙1 資産運用の対象及び方針</p> <p>I. (記載省略)</p> <p>II. 投資態度</p> <p>1. ~ 4. (記載省略)</p> <p><u>5. 本投資法人は、その有する資産の総額のうち</u>に占める<u>租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号、その後の改正を含む。)</u>第22条の19に規定する不動産等の<u>価額の割合を100分の70以上とする。</u></p> <p><u>6. 本投資法人は、運用資産の売却代金、有価証券に係る利息、配当金及び償還金、金銭債権に係る利息及び遅延損害金、不動産に関する匿名組合出資持分に係る分配金、不動産の賃貸収入その他収入金、並びに敷金及び保証金を投資又は再投資に充当することができるものとする。</u></p> <p>III. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>a. ~b. (記載省略)</p> <p>c. 有価証券(投信法で定めるものをいう。但し、上記1. b. 又は<u>c. に該当するものを除く。)</u></p> <p>d. ~g. (記載省略) (新設)  (新設)</p>	<p>別紙1 資産運用の対象及び方針</p> <p>I. (現行のとおり)</p> <p>II. 投資態度</p> <p>1. ~ 4. (現行のとおり) (削除)</p> <p><u>5. 本投資法人は、運用資産の売却代金、有価証券に係る利息、配当金及び償還金、金銭債権に係る利息及び遅延損害金、不動産に関する匿名組合出資持分に係る分配金、不動産の賃貸収入その他収入金、並びに敷金及び保証金を投資又は再投資に充当することができるものとする。</u></p> <p>III. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>a. ~b. (現行のとおり)</p> <p>c. 有価証券(投信法で定めるものをいう。但し、上記1. b. <u>、上記1. c. 又は本2. h. に該当するものを除く。)</u></p> <p>d. ~g. (現行のとおり)</p> <p><u>h. 株券(金融商品取引法で定めるものをいう。)</u></p> <p><u>i. 再生可能エネルギー発電設備(投信法施行令で定めるものをいう。)</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>3. (記載省略)</p> <p>a. ~c. (記載省略)</p> <p>d. 民法(明治29年法律第89号、その後の改正を含む。)で定める地役権、動産及び組合の出資持分(上記2. c. に該当するものを除く。)</p> <p>e. ~h. (記載省略)</p> <p>IV. 投資制限</p> <p>1. 本投資法人は、第Ⅲ項2. c. に定める有価証券及び第Ⅲ項2. e. に定める金銭債権に対する投資は、積極的に行うものでなく、安全性、換金性を勘案した運用を図るものとする。</p> <p>2. ~4. (記載省略)</p>	<p>3. (現行のとおり)</p> <p>a. ~c. (現行のとおり)</p> <p>d. 民法(明治29年法律第89号、その後の改正を含む。)で定める地役権、動産(上記2. i. に該当するものを除く。)及び組合の出資持分(上記2. c. に該当するものを除く。)</p> <p>e. ~h. (現行のとおり)</p> <p>IV. 投資制限</p> <p>1. 本投資法人は、第Ⅲ項2. c. に定める有価証券及び第Ⅲ項2. e. に定める金銭債権に対する投資は、積極的に行うものでなく、安全性、換金性又は不動産関連資産との関連性を勘案した運用を図るものとする。</p> <p>2. ~4. (現行のとおり)</p>

## 第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員三木真人は、平成28年5月31日をもって任期満了となります。これに伴い、新たに執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案が承認された場合、新たな執行役員の任期は、平成28年6月1日から2年間とします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、平成28年4月22日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	所 有 投資口数
たつ み よう じ 辰 巳 洋 治 (昭和41年7月23日)	平成2年4月 株式会社太陽神戸三井銀行（現：株式会社三井住友銀行）に勤務（法人営業等に従事） 平成8年1月 IMD（スイス ローザンヌ）にて経営学修士（MBA）取得 平成9年1月 株式会社さくら銀行（現：株式会社三井住友銀行）シンガポール支店に勤務 平成15年12月 株式会社三井住友銀行 国際法人営業部 平成20年7月 株式会社プロロジス入社 平成21年7月 GLプロパティーズ株式会社（現：グローバル・ロジスティック・プロパティーズ株式会社）財務経理部長就任 平成23年4月 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社 非常勤監査役就任 平成24年9月 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社 財務管理本部長就任 平成26年11月 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社 常務執行役員CFO就任（現任）	82口

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である、GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社の常務執行役員CFOを兼任しており、平成28年5月24日付けで常務執行役員CFOを退任の上、GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長兼CFOに就任する予定です。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案：監督役員2名選任の件

監督役員井上寅喜及び山口孝太の両名は、平成28年5月31日をもって任期満了となります。これに伴い、新たに監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案が承認された場合、新たな監督役員の任期は、平成28年6月1日から2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有 投資口数
1	井上寅喜 (昭和31年9月6日)	昭和55年10月 アーサーアンダーセン東京事務所(現：有限責任あずさ監査法人)入所 平成20年7月 株式会社ヒューロンコンサルティンググループ マネージングディレクター就任 平成20年7月 井上寅喜公認会計士事務所所長就任(現任) 平成22年7月 株式会社アカウンティングアドバイザー 代表取締役社長就任(現任) 平成23年6月 パイオニア株式会社 社外監査役就任 平成23年9月 GLP投資法人監督役員就任(現任) 平成28年3月 花王株式会社 社外監査役就任(現任)	0口
2	山口孝太 (昭和49年7月14日)	平成12年10月 長島・大野・常松法律事務所入所(平成12年から平成15年まで、平成17年から平成23年まで) 平成18年5月 Columbia University School of Law卒業(LL.M.) 平成18年10月 Debevoise & Plimpton LLP (New York) 勤務 平成23年9月 木村・多久島・山口法律事務所開設(現任) 平成23年9月 GLP投資法人監督役員就任(現任) 平成25年6月 株式会社平和 社外取締役就任(現任)	0口

- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・上記監督役員候補者井上寅喜は、井上寅喜公認会計士事務所の代表者、株式会社アカウンティングアドバイザーの代表取締役社長及び花王株式会社の社外監査役を兼務しております。
- ・上記監督役員候補者山口孝太は、株式会社平和の社外取締役を兼務しております。

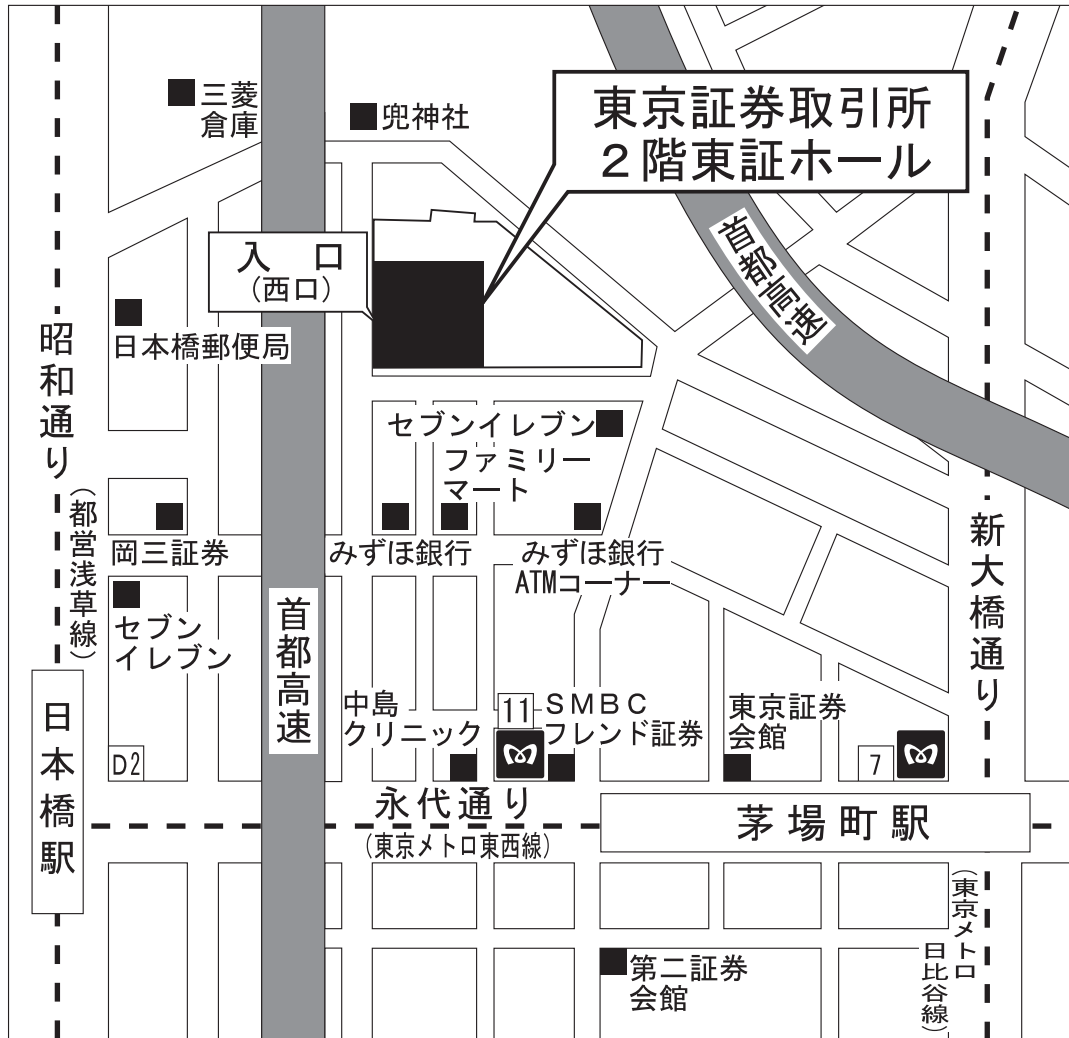
## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第15条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号乃至第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

# 投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町2番1号  
東京証券取引所ビル 2階 東証ホール  
電話 03-3666-0141



## 交通のご案内

東京メトロ東西線	茅場町駅	(出口11)	徒歩5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	(出口7)	徒歩7分
都営地下鉄浅草線	日本橋駅	(出口D2)	徒歩5分

## お願い

- 東京証券取引所へのご入場は西口よりお願い申し上げます。
- ご入場に当たっては、警備員に議決権行使書面をご提示ください。
- ご入場の際に、警備員による金属探知機の検査があります。
- 会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。